

入 札 公 告

長谷川野球場建設工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

令和7年4月21日

有田周辺広域圏事務組合 管理者 玉木久登

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 令和7年度 工事 第1号
- (2) 工 事 名 長谷川野球場建設工事
- (3) 工事場所 有田郡有田川町長谷川地内
- (4) 工事概要 長谷川野球場建設工事
 - ・グラウンド整備舗装 8,453.55㎡（全天候型舗装及びクレイ舗装・その他）
 - ・バックネット及びフェンス・ポール工事
 - ・ダグアウト、観覧席（2カ所）S造平屋：89.28㎡
 - ・倉庫 RC造平屋：14.44㎡
 - ・その他工事
- (5) 工 期 本契約に至った日の翌日から令和8年3月13日まで
- (6) 予定価格 金192,710,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (7) 調査基準価格 金177,293,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (8) 失格基準価格 金144,532,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (9) 施工形態 単体企業
- (10) 本工事は低入札価格調査制度の対象工事とする。
- (11) 支払条件 前払金 有
中間前払金 有
部分払 有（5回まで）
- (12) 契約の保証 要
- (13) 議会の議決 要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業であって、入札書を提出した日から落札業者を決定するまでの間に、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 公告日現在において、有田周辺広域圏事務組合又は有田市及び有田川町（以下「1市1町」という。）のいずれかで、建設工事の入札参加資格を有する者であること。

- エ 主たる事業所（本社・本店）が1市1町内にあり、過去10年間に1市1町のいずれかが発注する土木一式工事部門の指名競争入札に指名された実績があること。
- オ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- カ 有田周辺広域圏事務組合及び1市1町で入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- キ 次に掲げる暴力団排除対象者に該当しない者であること。
- （ア） 契約の相手方として不適当な者
- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- （イ） 契約の相手方として不適当な行為をする者
- ① 暴力的な要求行為を行う者
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - ④ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為を行う者
- （ウ） 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- ケ この入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- （ア） 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合
- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- （イ） 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

コ 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定値通知書における土木一式工事の総合評定値（開札日時点で有効なもの。）が780点以上の者であること。

サ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

シ 土木工事業の監理技術者資格者証を有する者又は主任技術者の資格を有する者（ただし、当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過している者に限る。）を当該工事に専任で配置することができる者であること。

ス 1市3町の各議会の議員、市長、町長、副市長及び副町長のいずれかが代表者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に含まれていない者であること。

3 入札参加手続き等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。

(2) 仕様書等は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 令和7年4月21日（月）から令和7年4月28日（月）までの土・日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所 和歌山県有田郡有田川町長谷川1552番地137
有田周辺広域圏事務組合クリーンセンター
電話番号 0737-32-4451
FAX 0737-32-3714
e-mail cleancenter@aridakouiki.jp

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ

イ 閲覧場所 (2) のイに同じ

ウ 仕様書等の配布については、仕様書等配布願（別記第1号様式）及び未使用のCD-R（書き換えが可能なCD-RWは不可。）を（2）のイの場所まで持参すること。

ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者には配布しない。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和7年5月7日（水）から令和7年5月9日（金）までの3日間
ただし、最終日の受付は午後4時までとする。

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領（平成31年4月1日施行。以下「実施要領」という。）に定める質問書により直接持参若しくはファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。（直接持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。）
なお、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出した場合は、提出後、ウの受付場所に到着確認の電話をすること。

ウ 受付場所 和歌山県有田郡有田川町長谷川1552番地137
有田周辺広域圏事務組合クリーンセンター
電話番号 0737-32-4451
FAX 0737-32-3714
e-mail cleancenter@aridakouiki.jp

エ 回答日 令和7年5月14日（水）午後5時頃予定

オ 回答の閲覧方法 有田周辺広域圏事務組合ホームページ内に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等に関する事項

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和7年5月20日（火）から令和7年5月26日（月）まで

イ 提出先 〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

有田周辺広域圏事務組合事務局 行

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 封筒に下記書類等を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載すること。

・入札書

・工事費内訳書

・配置予定監理(主任)技術者の資格（監理技術者資格者等）を証するもの。

・配置予定監理(主任)技術者の当該企業への在籍期間を証するもの(健康保険証等)。

・低入札調査基準価格を下回る応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成31年4月1日施行。)に基づく入札理由書

(イ) 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(ウ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。

イ 提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 令和7年5月27日(火) 午前11時

イ 開札場所 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 設備棟多目的室

(2) 落札予定について

落札予定日 令和7年5月28日(水)(低入札価格調査がない場合)

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果は、事務局に掲示し、有田周辺広域圏事務組合ホームページ内に掲載するものとする。

6 低入札価格調査に関する事項

(1) 開札後、低入札調査基準価格を下回る応札を行った者は低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

(2) 低入札価格調査基準価格を下回る応札を行った者は、低入札価格調査実施要領に基づく各様式(入札理由書を除く。)を開札の翌日までに提出すること。

(3) 低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

7 落札者の決定方法

(1) 予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、

又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

- (2) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

8 その他留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

9 封筒の記載例

〒649-0399	
日本郵便株式会社 箕島郵便局留	
有田周辺広域圏事務組合事務局 行	
開 札 日	令和7年5月27日
工事年度・工事番号	令和7年度 工事 第1号
工 事 名	長谷川野球場建設工事
工事場所	有田郡有田川町長谷川地内
商号又は名称	
建設業許可番号	
担当者の所属及び氏名	
担当者連絡先（電話番号）	
担当者連絡先（ファクシミリ番号）	